

学童クラブ土曜日利用申請書

申請日 令和 年 月 日

杉並区長 宛

フリガナ	
申請者氏名 (保護者氏名)	
住所	〒 -

学童クラブの土曜日の利用を申請します。

児童氏名	
------	--

保護者氏名		続柄		続柄	
土曜日の 勤務状況等	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分			
	☐ 全ての土曜日出勤		☐ 全ての土曜日出勤		
	☐ 指定土曜日出勤 ☐ 第1 ☐ 第2 ☐ 第3 ☐ 第4 ☐ 第5		☐ 指定土曜日出勤 ☐ 第1 ☐ 第2 ☐ 第3 ☐ 第4 ☐ 第5		
	☐ その他()		☐ その他()		

土曜日利用について

土曜日も保護者が就労等している場合に、平日の利用に加えて、土曜日の学童クラブ利用ができる制度です。
(土曜日だけの利用はできません。)

■申請要件(土曜日利用の登録要件)

学童クラブの入会児童で、保護者双方の就労が以下の要件にある場合に、申請(登録)ができます。

- ① 土曜日の勤務が定期的に(月1回以上)ある場合。
- ② 土曜日の勤務の開始時間が13時以前で、かつ終了時間が12時以降で、一日4時間以上
就労等をしている場合。(通勤時間・時間外勤務は含みません。)
- ③ ①②が就労証明書等で証明されていること。

■利用できる土曜日

申請(登録)が承認された方で、保護者双方ともに勤務等がある土曜日に、土曜日利用ができます。

- ※ 保護者の一方が休日に当たる土曜日は利用できません。
- ※ 産休中の場合は利用できません。

■料金

土曜日利用に係る利用料はありません。